二　法人税関係

1　震災損失の繰戻しによる法人税額の還付制度について、その対象となる損失の額の範囲等を定めることとした。（第一六条、第二一条関係）

2　仮決算の中間申告による所得税額の還付制度について、震災損失金額の範囲等を定めることとした。（第一七条、第二二条関係）

3　被災代替資産等の特別償却制度について、その対象となる滅失又は損壊をした減価償却資産に代わるものとして取得するものの範囲等を定めることとした。（第一三条、第一八条、第二三条関係）

4　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、その対象となる資産の取得に含まれないものの範囲、買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額の計算の細目等を定めることとした。（第一四条、第一九条、第二四条関係）

5　代替資産の取得期間等の延長の特例について、その延長期限を定めることとした。（第二〇条、第二五条関係）

三　相続税・贈与税関係

1　特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等について、その対象となる特定株式等に係る法人の範囲等を定めることとした。（第二七条関係）

2　被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例等について、その特例の適用を受けるための手続を定めることとした。（第二八条、第二九条関係）

四　登録免許税関係

1　被災者等が新築等をした建物等に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる被災者の範囲等を定めることとした。（第三〇条、第三一条関係）

2　被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる土地の面積の上限を定めることとした。（第三一条関係）

五　消費税等関係

1　被災事業者が提出した消費税の簡易課税制度選択適用届出書等に係る課税期間につき、その提出前に仮決算による中間申告書が提出されている場合における当該中間申告書の記載事項の特例を定めることとした。（第三三条関係）

2　被災自動車に係る自動車重量税の還付について、還付金額の計算方法等について定めることとした。（第三四条関係）

3　被災自動車の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税について、免税を受けるための手続等を定めることとした。（第三五条関係）

4　特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税について、その対象となる公的貸付機関等及び特別貸付けの範囲を定めることとした。（第三六条関係）

5　被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税について、その対象となる被災者の範囲及び契約書の要件等を定めることとした。（第三七条関係）

六　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

1　所得税の減免の特例の適用に関する手続を定めることとした。（第三八条関係）

2　平成二二年分の所得税について災害被害者に対する軽減免除の特例の適用があった場合における平成二三年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。（第三九条関係）

七　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

―――――――――

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第一一三号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めることとした。（附則第二四条及び第二五条関係）

㈡　他の雑損失金額又は他の純損失金額の生じた年が特定雑損失金額の生じた年又はその翌年である場合の控除の順序等を定めることとした。（附則第二六条関係）

㈢　事業資産震災損失額に係る当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額とされる金額及び不動産等震災損失額に係る当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額とされる金額等を定めることとした。（附則第二七条関係）

㈣　財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続について定めることとした。（附則第二八条関係）

2　事業税

被災損失金額及び平成二三年特定損失金額を定めることとした。（附則第三〇条関係）

3　不動産取得税

㈠　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わるものとして取得された家屋（以下「代替家屋」という。）に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三一条関係）

㈡　代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を従前の土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三一条関係）

4　自動車取得税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三二条関係）

5　固定資産税及び都市計画税

㈠　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地で住宅用地であった土地（以下「被災住宅用地」という。）を住宅用地として使用することができない場合において当該被災住宅用地を住宅用地とみなして地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる当該土地の所有者の範囲を平成二三年度に係る賦課期日における当該土地の所有者等、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、所有者等から当該土地の譲渡を受けたその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

㈡　仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該仮換地等を被災住宅用地とみなす特例措置について、当該仮換地等が住宅用地とみなされた場合において小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）